



紅葉

NAO Letter

NAO
税理士法人

編集発行人
代表社員
高井直樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

◆ 11月の税務と労務

11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 23日勤労感謝の日

- 国 税／10月分源泉所得税の納付 11月10日
- 国 税／所得税予定納税額の減額承認申請 11月15日
- 国 税／所得税予定納税額第2期分の納付 11月30日
- 国 税／9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 11月30日
- 国 税／12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月30日
- 国 税／3月決算法人の中間申告 11月30日
- 国 税／個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月30日
- 地方税／個人事業税第2期分の納付 都道府県の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	.	.	.	.

※税を考える週間 11月11日～11月17日

ワン
ポイント

領収書の電子化 民法改正により今年9月から紙による受取証書(領収書)に代えて電子的な領収書の請求・受取が可能となっています。これにより、領収書の発行者は、紙代や印刷代等の経費削減、会計ソフトの連携、レジの混雑緩和、煩雑な書類管理の軽減が図れます。なお、電子マネーの場合は、決済画面が電子的な領収書に該当します。

これからのデジタルの世界

2025年の崖

経済産業省は2018年9月にDXレポートを発表しています。このレポートによると、日本企業のITシステムの多くは、技術面の老朽化やシステムの肥大化・複雑化などの問題があり、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進していくにあたっての足かせとなっているようです。また、多くの経営者がDXの必要性を認識しているものの、デジタル技術の活用についての具体的な方向性を模索している企業が多く、IT関連費用の8割以上が既存システムの維持・運用に充てられています。

またレポートでは、老朽化・複雑化した既存システムが残存した場合、IT人材の引退やサポート終了などのリスクによって、2025年以降、最大で12兆円/年の経済損失が生じる可能性がある」と警告しています。この場合、ユーザー企業は爆発的に増えるデータを活用できず、デジタル競争の敗者になる「2025年の崖」を指摘しています。

DX推進ガイドライン

DXの実行にはデータの利活用が鍵となり、そのためにはデータの蓄積や処理するITシステムが柔軟かつスピーディーに対応することが必要です。現在の

日本の企業では、数多くのデータを保有しているものの、連携が難しく活用できていません。そのため、AIやIoTなどの先端技術を導入しても、基盤となるデータの利活用が限定的なので、先端技術導入の効果も限定的となっています。

経済産業省は、DXを実行するために押さえるべきポイントや必要なアクションについての認識を共有できるよう、「DX推進ガイドライン」を取りまとめています。その中では、①DXを推進するための経営のあり方や仕組みと、②DXを実現する上での基盤となるITシステムの構築の2つから構成されています。

DXの実践

りそなホールディングスでは、3年前から“りそなグループアプリ”の開発を進めています。このアプリは、ユーザーの使いやすさに重点を置いて開発が進められており、残高確認や振り込みなどほとんどの取引をワンタップで処理できるように設計されています。昨年10月現在で累計ダウンロード数が300万件にまで伸びており、アプリに関してSNSに投稿されたコメントもできる限り確認して、改善を進めています。現在では、他の金融機関向けに有償提供する試みも始めています。

小売業では「ワコール」が、実店舗での購買体験の変革を進めています。具体的には、顧客は来店すると計測スペースに入り3Dスキャンで体全体を計測し、体形に合った下着リストを閲覧できる仕組みを構築しました。個々の顧客の要望に沿った商品を提示できるとして好評のようです。

税務行政におけるDX

国税庁は今年6月、「税務行政の将来像2.0」を公表しました。これには、あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指す構想が示されています。

例えば確定申告では、源泉徴収票や医療費などのデータを申告データに取り込んで、所得や税額が自動で計算できる仕組みの整備を進めています。必要なデータはマイナポータルを通じて入手するのですが、既に生命保険料控除証明書や特定口座年間取引報告書などのデータは取込可能になっていて、令和4年からは損害保険料やふるさと納税の証明書なども取り込めるようにするようです。

また、納税証明書をオンラインで交付することや、税務手続きに関する不明点をオンラインで調べられるようにチャットボットやタックスアンサーについて、内容の充実や使い勝手の向上を進めています。

特定商取引法とは

事業者による違法で悪質な勧誘行為などを防止して、消費者の利益を守ることを目的とした、特定商取引に関する法律（特定商取引法）があります。特定商取引法では、訪問販売や通信販売といった、消費者がトラブルに巻き込まれやすい取引を対象として、事業者が守るべきルールと消費者を守るためのルールが定められています。

特定商取引法が制定されたのは1976年です。当時の法律では、訪問販売・通信販売・連鎖販売取引について一定のルールが設けられ、「訪問販売法」と呼ばれていました。その後、何度か改正や対象となる取引類型が追加され、2000年には「特定商取引法」に変更されました。

最近では今年6月に改正法が可決成立しています。

対象となる類型

特定商取引法の対象となる取引類型は7つあり、具体的には次の通りです。

- ① 訪問販売：自宅に訪問して商品などを販売する取引（キャッチセールスやアポイントメントセールスを含みます）
- ② 通信販売：新聞やインターネットなどで広告をして、電話などの通信手段で申込みを受ける取引（③の電話勧誘販売を除きます）
- ③ 電話勧誘販売：電話で勧誘を行い、申込みを受ける取引

特定商取引法



- ④ 連鎖販売取引：個人を販売員として勧誘し、さらにその個人に次の販売員を勧誘させる取引
- ⑤ 特定継続的役務提供：エステティックサロンや語学教室など長期・継続的な役務提供を高額で行う取引
- ⑥ 業務提供誘引販売取引：仕事を提供するという口実で消費者を誘引し、仕事に必要な商品などを販売して金銭の負担を負わせる取引
- ⑦ 訪問購入：自宅などを訪問して物品の購入を行う取引

行政規制と民事ルール

この法律では事業者に対して、勧誘開始前に業者名や勧誘目的であることなどを消費者に告げることの義務付けや、価格や支払い条件などについて虚偽の説明や告知しないことの禁止、消費者を威迫して困惑させたりする勧誘行為の禁止といった規制をしています。また、虚偽・誇大な広告の禁止や、契約締結時に重要事項を記載した書面の交付

を事業者に義務付けています。違反があった場合は、業務改善の指示や業務停止命令・業務禁止命令といった行政処分が課されます。

消費者については、クーリングオフや意思表示の取消しが認められています。もちろん、どんな取引でも認められているのではなく、クーリングオフは、通信販売については規定されていません。意思表示の取消しについては、事業者が価格や支払い条件などについて虚偽の説明や故意に告知をしなかったことで消費者が誤認をした場合に認められています。

また特定商取引法では、消費者が中途解約をする際に事業者が請求できる損害賠償額の上限が設定されています。

令和3年度改正

今回の特定商取引法の改正では、通販の詐欺的な定期購入商法対策、送り付け商法対策などが、主な柱になっています。

通販の詐欺的な定期購入商法対策では、定期購入ではないと誤認させる表示などに対する直罰化やこのような表示による申し込みにについては取消しを認める制度の創設などが規定されました。

送り付け商法対策については、従来は送り付けられた商品を消費者が14日保管する義務がありましたが、今回の改正で直ちに処分が可能になりました。この改正点については、今年7月6日から施行されています。

ポリファーマシーと残薬

薬の多剤併用を、Poly（多くの）とPharmacy（調剤）を組み合わせてポリファーマシーといいます。

ポリファーマシーは、必要以上にまたは不必要な薬が処方されている状態をいいます。日本老年医学会の「高齢者の安全な薬物療法ガイドライン2015」には、薬を投与された患者さんに生じる好ましくない、もしくは意図しない症状や副作用などが生じる「薬物有害事象」は、6種類以上の薬剤を投与されると発生リスクが高まることが報告されています。

ポリファーマシーが問題となるのは、薬物有害事象だけではなく、薬剤費の増大に伴う医療費の高騰や残薬の増加などが挙げられます。上記のガイドラインでは、ポリファーマシーを避けるために特に考慮する点は、薬剤の優先順位だとしています。主治医が優先順位を決めるためには、日頃か

ら患者と向き合い、病態だけではなく生活状況まで把握する必要があります。また、症状の改善が見られないのに漫然と処方が続けられていないか、食事や運動などの生活習慣を見直す必要はないかについて検討することも、ポリファーマシーを回避するためには重要なポイントです。

ポリファーマシーに伴って発生する問題として、高齢者の自宅から大量の薬が見つかる事例が報告されています。これは、多種類の薬を処方されたことで適切に服用することができず、症状が悪化してさらに薬が増えるという悪循環に陥っていることが原因のようです。

ポリファーマシーに対する対策として、お薬手帳の活用が挙げられます。お薬手帳によって、薬やアレルギーなどに関する情報を医師や薬剤師に正確に伝えることができます。お薬手帳は病院や薬局ごとに分けて、1冊にまとめておくことがポイントです。

アルテミス合意

宇宙空間の民生宇宙探査・利用の諸原則についての共通認識を示すことを目的とした政治的宣言を、アルテミス合意といいます。アルテミス合意は、昨年10月に日本やアメリカなど8か国が署名をしました。その後11月にはウクライナが、今年の5月には韓国も署名しています。

アメリカは、2024年には有人月面着陸を、2030年代には有人火星着陸を目指す国際宇宙探査計画（アルテミス計画）を発表しています。

日本政府も参画を表明し、昨年7月にはアルテミス計画における月探査協力に関する共同宣言に署名をしました。

アルテミス合意は、宇宙探査活動について各国と民間企業が協力して実施していくための重要な宣言と考えられており、これによって、安全で平和に繁栄する宇宙が作られることが期待されています。

ウイスキー

スコットランドはウイスキーの聖地と言われますが、ウイスキーが作られるようになった理由がよくわかっていません。ただ、十五世紀にはスコットランド王室に納められていたという記録が残っており、その頃は薬酒として造られていたようです。日本では、サントリーの創業者である鳥井信治郎氏が、ウイスキー作りを始めました。当時

は、日本でのウイスキー作りは不可能だとされており、社員だけではなく学者や財界人も反対しました。しかし鳥井氏は、不可能は無いという信念でウイスキー作りに適した場所を探し求めました。ウイスキー作りには良い水と自然環境が必要であると考えた鳥井氏は、京都の山崎に蒸留所を建設しました。一九二四年十一月には蒸留釜に火が入り、日本でのウイスキー作りがスタートしました。